

令和8年度 宮城県障害者相談支援従事者現任研修募集要項

1 主催者

宮城県，一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会（MSK）

2 受講対象者（定員90人）

次の（1）（2）のいずれかを満たしている者。ただし，初任者研修修了後，初回の現任研修の受講にあたっては，必ず（1）の要件を満たしていること。また，（3）に該当する者。

- （1） 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある者。
- （2） 指定特定相談支援事業所，指定一般相談支援事業所，指定障害児相談支援事業所，委託相談支援事業所又は基幹相談支援センター（以下「相談支援事業所等」という。）において，現に相談支援専門員として従事している者。
- （3） 研修で使用できる，障害児者支援の事例がある者。
詳細については，以下 URL より昨年度の研修資料を必ず御確認の上，受講申込み願います。
(<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/soudansienkensyu.html>)

※ 留意事項

令和元年度までの旧カリキュラム修了者に対する経過措置は令和6年度末で終了となっております。

指定特定相談支援事業所，指定一般相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事するためには，相談支援従事者初任者研修又は相談支援従事者補完研修を修了した年度の翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに修了する必要があります。また，その期間に相談支援従事者現任研修を修了しなかった場合は，再度相談支援従事者初任者研修を修了する必要があります。

ご自身の受講対象年度を確認する場合は，下記【参考：受講時期の確認表】をご参照ください。

【参考：受講時期の確認表】※平成28年度に初任者研修を受講した方の場合

研修	初任	現任（1回目）					現任（2回目）or 主任				
年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8

この期間に1度受講。必ずしも、
きっかり5年おきに受講する必要
はなし。

日程	研修形態	会場
9月24日(木)から 10月9日(金)まで	講義	e-ラーニングによる受講
10月5日(月)から 11月22日(日)まで	地域実習①	各地域の基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等
11月23日(月)	演習1日目	宮城県庁2階講堂 (〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号)
11月24日(火)から 1月22日(金)まで	地域実習②	各地域の基幹相談支援センターや委託相談支援事業所等
1月23日(土)	演習2日目	宮城県庁2階講堂 (〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号)
1月24日(日)	演習3日目	宮城県庁2階講堂 (〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号)

3 受講料

- ・ 20,000円(税込。テキスト代を含む。)
- ・ 振込先については、受講可否通知と併せてお知らせします。
- ・ 振込後、自己都合により受講を辞退した場合や受講決定が取り消された場合等、いかなる理由があっても返金は致しかねます。
- ・ 受講料以外の払込手数料や参加旅費等は受講者負担となります。

4 日程(全4日間)及び会場

- ・ 詳細については、別紙「研修カリキュラム」を御覧ください。
- ・ 研修1日目は、e-ラーニング(オンラインで配信する動画の視聴)による受講とします。個人又は事業所が所有するコンピューター、スマートフォン、タブレット等、動画を視聴できる機器をご用意ください。
- ・ e-ラーニング動画は全部で6時間程度となります。動画視聴による講義受講も修了要件の一つとなりますので、視聴時間を確保できる環境をご用意ください。
- ・ 受講方法の詳細は、受講可否通知と併せてお知らせします。

5 受講申込

(1) 申込手順

1. 申請様式3 実務経験証明書の様式をダウンロードし、申込フォームに記載する全ての事業所から証明を受けて、1か所につき1部ずつPDFか画像ファイルにしてください。

➤ PDFや画像ファイルに変換する際は、文字等が鮮明で読める画質でおこなってください。

2. 以下の **WEB 上の申し込みフォームに必要な情報を入力してください。**

URL <https://www.msk35.org/令和8年度2026-宮城県相談支援専門員現任研修のご案内>

3. 入力と合わせて、フォームから下記の必要書類を PDF ファイルでアップロードしてください。

書類名	備考
①申請様式3 実務経験証明書	1.で準備した様式をそれぞれ該当する実務経験の項目にアップロードしてください。
②資格を証する書類の写し	申請様式2で、「第2号」又は「第5号」の実務経験がある場合のみアップロードしてください。
③研修修了証書の写し	初任者研修の修了証書および直近の現任研修または主任研修の修了証書 ※紛失した場合の対応は、8その他をご参照ください。

- ファイル管理には GoogleWorkspace の Google ドライブと認証に GoogleCLOUD を使用しております。
- **申込者1人につき1件ずつお申込ください。**
- **申込期限に必要な書類が間に合わない、書類不備の訂正指示があった場合に不備の修正がで
きなかった場合など、申込内容に不備があった場合には受講申込を受理できない場合があり
ますので、この募集要項を熟読の上、お申込みください。**
- 送付いただいた書類内容の確認を行う場合は080-2833-5973 (MSK 事務局) から発信いたします。

(2) 申込期限 **令和8年7月30日(木)17時まで**

(3) 受講申込みを辞退する場合

速やかに一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会 (MSK) 宛てに電話またはメールで連絡の上、宮城県ホームページまたは一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会研修ホームページより法定研修辞退届出書をダウンロードし、**簡易書留やレターパックなど郵送記録が残る方法または辞退受付フォームへのアップロード**にて御提出ください。

(4) 問合せ先

問合せ内容	問合せ先	電話番号
受講申込・辞退に関すること 受講可否の結果に関すること	一般社団法人 宮城・仙台障害者相談支援従事者協会 (MSK)	※メールにてお問い合わせください。 office@msk35.org

相談支援従事者初任者研修および現任研修終了証書の紛失に関すること	宮城県保健福祉部障害福祉課 企画推進班	022-211-2538
人員、運営基準に関すること	事業所の指定、委託を行う市町村又は県	

※「相談支援従事者研修 Q&A 一覧」や「相談支援専門員実務経験（第1～3号詳細）」の内容を十分にご確認のうえ、お問い合わせください。

6 受講可否通知

- ・ 令和8年8月下旬までに、お申込み頂いたメールアドレスへメールにて結果をお知らせする予定です。各自でご確認をお願い致します。
- ・ 定員を超過するお申し込みがあった場合は次の順位により受講者を選考します。
 - 1 令和8年度末で資格を失効する者であって、現在、相談支援に従事している者。
 - 2 令和8年度末で資格を失効する者であって、直近5年以内に2年以上の相談支援業務の経験がある者。
 - 3 令和8年度末で資格を失効する者であって、過去に現任研修修了歴のある者。
 - 4 令和9年度末で資格を失効する者であって、現在、相談支援に従事している者。
 - 5 令和9年度末で資格を失効する者であって、直近5年以内に2年以上の相談支援業務の経験がある者。
 - 6 令和9年度末で資格を失効する者であって、過去に現任研修修了歴のある者。

受講可否決定に関するお問い合わせは、決定通知メールの発行日より10日以内とさせていただきます。それ以降にお問合せを頂いても、可否決定を再検討・変更することはできませんので、予めご了承ください。

7 修了要件

- ・ 4日間の全ての科目を受講した者には、宮城県から修了証書を授与します。
- ・ 次の場合は、受講決定を取り消し、修了を認めません。
 - (1) 受講決定後にお知らせする課題を期限までに提出できない場合
 - (2) 自己都合により遅刻、早退又は途中退席した場合
 - (3) 著しく受講態度の悪い者（私語、居眠り、指示があった際以外の携帯電話等電の使用、進行の妨害、退席が頻繁にある、講師の指示に従わない等）に指導を行い、改善されなかった場合

(4) 申込内容に虚偽のあることが判明した場合（過去の修了を取り消す場合があります。）

8 その他

- ・ 修了証書を紛失した場合等には、修了証書に替わる「修了証明書」を県から発行しています。宮城県のウェブサイト (<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/soudansienkensyu.html>) から「修了証明書発行願」をダウンロードして作成し、宮城県保健福祉部障害福祉課宛てに御提出ください。
- ・ やむを得ず研修を中止又は延期する場合やその他連絡事項は、宮城県のウェブサイト (<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/soudansienkensyu.html>) でお知らせします。
- ・ 体調不良の場合は、受講をお控えください。また、感染防止対策に御協力ください。
- ・ 研修会場では、随時ドアを開放して換気を行います。
- ・ 研修会場に駐車場はありませんので公共交通機関をご利用いただくか、最寄りのコインパーキング等をご利用ください。
- ・ 宿泊場所や研修中の昼食は、各自で手配してください。
- ・ 研修の録画及び録音は御遠慮ください。
- ・ 受講者の個人情報は、本研修事業のみの目的で使用し、他の目的で使用したり無断で第三者に提供したりすることはありません。

本研修の目的は講義・演習・地域実習を通して「相談支援に必要な思考プロセス」を習得することです。AIによる生成物をそのまま課題として提出することは思考プロセスを辿っていないこととなります。また、支援事例の詳細な状況を AI のプロンプト（指示文）に入力した場合、クラウド上に情報が残り、秘密保持義務違反や個人情報保護の観点でのリスクも生じます。障害福祉制度や地域の社会資源は非常に個別性が高く、地域課題や自立支援協議会の現状を調べる課題においても、AIは「もっともらしい嘘（ハルシネーション）」で回答する可能性があります。

これらのことから下記に該当すると判断した場合は課題の再提出を求めることとします。

1. AIによる自動生成が明らかな場合

具体的な考察や実務的裏付けが見受けられないなど、AIのみで作成されたと判断される場合。

2. 本人による内容把握・説明が困難な場合

記述内容の詳細について、口頭での補足説明を求めた際に自力での回答が困難であり、明らかに自身で作成した形跡が認められない場合。